

8月23日要請のフォローアップについてのご回答

ご質問の項目について、以下のとおりご回答いたします。

(1 1について)

緊急作業従事者の長期健康管理については、厚生労働省令の改正等により、厚生労働省が責任をもって実施する体制をとります。

(1 2について)

データベースへの登録、通常の健康管理、健康相談については、被ばく線量にかかわらず対象としています。

また、放射線の防護や健康影響等の専門家の検討を踏まえ、個人の被ばく線量に着目し、一定の線量を超えて被ばくした労働者に対して、甲状腺の検査やがん検診の機会を設けることとしました。

(1 3について)

内部被ばく線量を正確に把握するためには、定期的なWBC検査が必要であり、そのためには離脱時における検査が望ましい方法です。東電に対しては、この点を含め、適切に内部被ばく測定を行うよう指導しています。

質問・要請書（該当部分抜粋）

1 1 緊急作業従事者の長期健康管理については、特別立法し、責任ある体制の下に長期管理をすべきであると考えます。政府及び厚労省としての回答を求めます。

1 2 東電が公表した250ミリシーベルト超の緊急作業員6人の被曝線量および3月～7月の作業従事者の被曝データによれば、全体の集団線量は115人・Svで、100ミリシーベルト超の作業員の集団線量は約15人・Svです。100ミリシーベルト超の作業員のみ甲状腺検査とがん検診を行うことはがん等の健康影響の大多数を検査対象外に置くこととなります。これについて見解を示して下さい。

1 3 質問書の3-(3)（離脱時のWBC検査）について

質問の骨子は、「緊急作業離脱時のWBC測定が必要」という点にあります。当日の回答はこれに全く触れていません。再回答を求めます。

(※) 質問書3-(3)

緊急作業の現場は内部被曝の危険が高く、定期のWBC検査とは別に、離職時のWBC検査が必要と考えます。見解を示して下さい。また、厚労省は東電に対してどのように指導しているのですか。